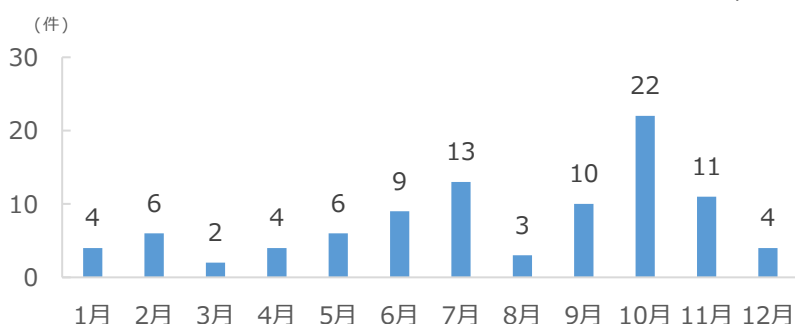


小学生の乗物酔い防止薬の誤飲に注意しましょう！

10月は遠足や社会科見学などの校外学習のシーズンで、小学生の子どもたちがバスなどに乗る機会が増えます。中毒110番では、小学生が乗物酔い防止薬（いわゆる「酔い止め薬」）を飲み過ぎたという電話相談が10月に増加します。



6～12歳の酔い止め薬に関する相談件数（2018～2022年, n=94）



● 次のような相談があります。

「遠足でバスに乗る子ども（8歳）に酔い止め薬を箱ごと持たせた。子どもは服用する量を分かっておらず、箱に入っていた薬を飴のように全て服用した。」

「宿泊行事に行った子ども（9歳）がバスに乗るたびに酔い止め薬を服用し、半日で5錠飲んだ。」

「子ども用と間違えて、大人用の酔い止め薬を子ども（7歳）に服用させた。」

酔い止め薬は、チュアブル錠やドロップなど水なしで服用できる製品が多く、子ども向けにぶどうやいちごなどの風味が付いているものもあり、服用のしやすさが特長です。一方で、子どもは飴やラムネなどのお菓子のよう感覚で服用し過ぎてしまうことがあります。また、ブランド名が同じでも、製品により対象年齢が異なる場合（子ども用、大人用など）がありますので、服用する前にしっかりと使用方法を確認することが大切です。

● 事故防止のために以下の点に注意しましょう。

- ・ 校外学習などで子どもに酔い止め薬を持たせる場合には、お菓子ではないことをしっかりと伝え、服用方法（1回に服用する量、服用間隔など）をよく指導しましょう。また、子どもには箱ごとではなく、必要な分だけを渡し、必要以上に持っていかないようにしましょう。
- ・ 大人が子どもに服用させる場合にも、製品の対象年齢や用法、用量をよく確認しましょう。

事故が発生し、受診すべきか判断に迷った場合は中毒110番にご相談ください。

公益財団法人日本中毒情報センター 中毒110番電話サービス（一般向け 365日 24時間対応）

■ 大阪中毒110番 072-727-2499 ■ つくば中毒110番 029-852-9999

本資料を引用又は使用して資料作成・報道等を企図される場合は、必ず事前にその内容について日本中毒情報センター（本部事務局 電話：029-856-3566）の承諾を得、「公益財団法人 日本中毒情報センターの調査による」旨明記して下さい。